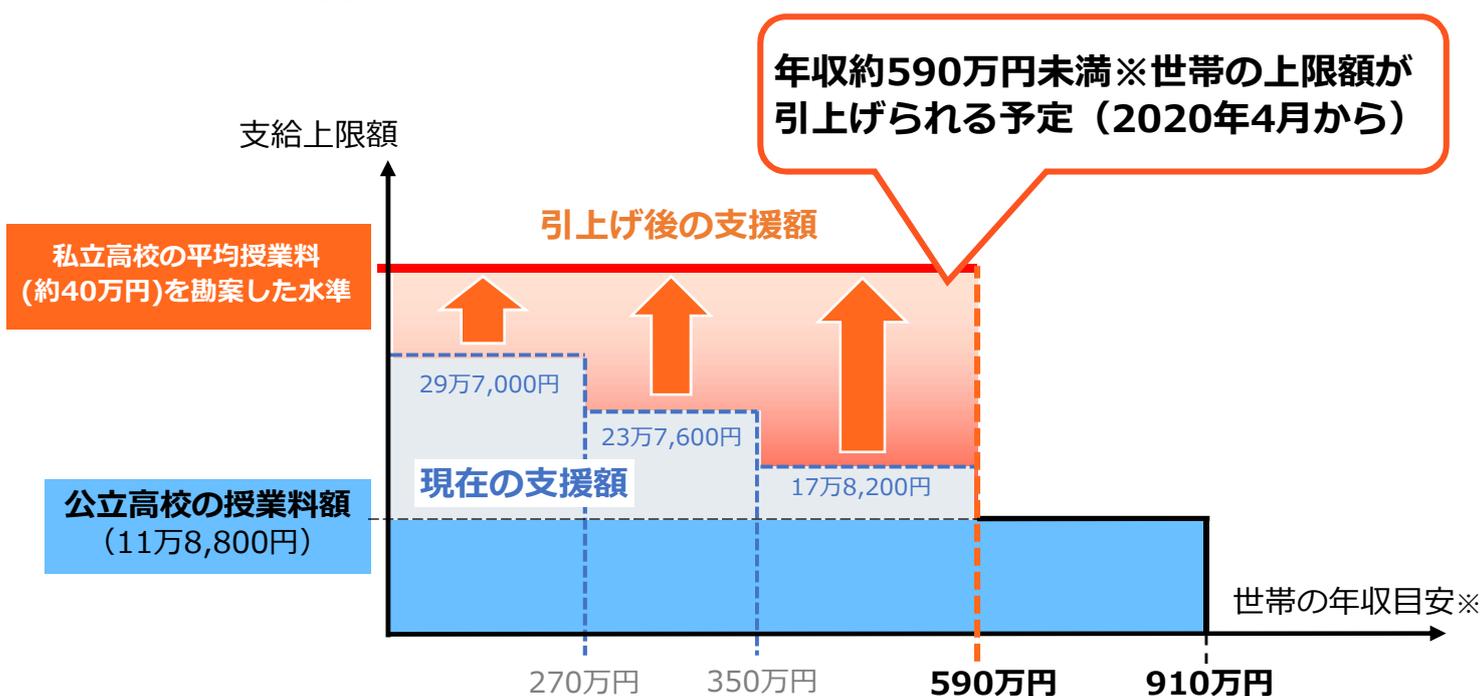


高等学校等就学支援金について

私立高校に通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、授業料に対して、国から就学支援金が支給されます。

保護者の年収が下記条件を満たす場合は、受給申請を行うことができます。

全日制私立高校の場合



保護者等の「課税所得」を基準として判定します。
(地方税の「所得割額」から変更。)

※年収は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。
また、このほかにも、都道府県において独自の授業料支援を行う場合があります。

本校の場合、引上げ後の支給上限額は授業料と同額の39万6,000円となる予定です。